



び」)であり、かつ、間伐及び更新伐のそれぞれの伐採木の搬出材積の合計を、それぞれの当該施行地の面積の合計で除して得た値が1ヘクタール当たり10立方メートル以上(ただし)や「。また)び」 「集約化実施計画ごとに、施行地の面積の合計が5ヘクタール以上(「や「集約化実施計画ごとに、施行地の面積の合計が5ヘクタール以上であり、かつ、伐採木の搬出材積の合計を当該施行地の面積の合計で除して得た値が1ヘクタール当たり10立方メートル以上。ただし、「)とさる」)であり、かつ、伐採木の搬出材積の合計を当該施行地の面積の合計で除して得た値が1ヘクタール当たり10立方メートル以上)や「を短る」 補助金の額の算出「平成29年7月九州北部豪雨及び」や「を短る。別表三を次のように改める。

別表3 県単造林事業

事業の区分	事業主体	事業の規模	補助金の額	補助対象事業の内容
人工造林 下列り 雪起こし 御木起こし 枝打ち 除伐 保育間伐 間伐 森林作業道整備 作業道機能再生 鳥獣害防止施設等整備 少花防品種母樹林等かん水施設整備	市町村、森林所有者、森林組合等、森林整備法人等、特定非営利活動法人等、森林所有者の団体、森林経営計画策定者、特定間伐等促進計画において特定間伐等の実施主体に位置づけられた者、民間事業者とする。	1 施行地の面積が0.05ヘクタール以上(森林作業道整備、作業道機能再生、鳥獣害防止施設等整備、森林所有者の団体、森林経営計画策定者、特定間伐等促進計画において特定間伐等の実施主体に位置づけられた者、民間事業者とする。)	当該事業に要した経費について、知事が査定した額の40パーセント(ただし、補助対象事業のうちくぬき等造林に係る人工造林事業に要する経費については、第2条の補助金に計算して補助するものとし、加算の割合は、別表4のとおりとする。この場合の補助金の額は、第2条に基づく補助金の額を差し引いた額とする。また、別表1において実施した再造林地における人工造林、鳥獣害防止施設等整備について知事が必要と認めるときは、別表8のとおりとする。	日本政策金融公庫の融資を受けて実施する造林事業(くぬき等造林に係る人工造林を除く。)を除く。
少花防品種母樹林等かん水施設整備	林業種苗法(昭和45年法律第89号)に規定する生産事業者で構成する団体、森林組合連合会、森林組合とする。		別表1において実施した再造林地における人工造林について、知事が必要と認めるときは、別表10のとおりとする。	

(備考) この表で使用する用語の意義は、森林環境保全整備事業実施要綱及び森林環境保全整備事業実施要領で使用する用語の例による。

別表四備考の欄を削る。  
別表八備考の欄を削る。  
別表九を次のように改める。

別表9 森林作業道復旧緊急支援

事業の区分	補助金の額	備考
森林作業道の復旧	知事が査定した額の15パーセント以内	令和2年度までの補助金に適用する。

別表九の次に次の表を加える。

別表10 コンテナ苗利用拡大支援

事業の区分	補助金の額	備考
人工造林	定額(100千円/ha以内)	別表1において実施した人工造林のうち、コンテナ苗による再造林に適用する。

附則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の福岡県造林事業補助金交付規程の規定は、令和二年度分の補助金から適用する。